

笠松町議会議員選挙

3月25日執行予定

任期満了に伴う笠松町議会議員選挙が3月25日(日)に行われる予定です。
貴重な権利を放棄しないよう必ず投票しましょう。

投票所	第1投票区 笠松中央公民館 集会室 第2投票区 松枝公民館 第3投票区 下羽栗会館
投票時間	午前7時～午後8時
開票の日時 および場所	日時 3月25日(日)午後9時 場所 笠松中央公民館大ホール
投票できる方	平成4年3月26日までに生まれた方で、平成23年12月19日までに笠松町に住民登録をした方。 (投票日当日までに町外へ転出された方は投票することができません。)
期日前投票	投票日当日に、仕事などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。 期日前投票所で宣誓書兼請求書に記入していただければ投票できます。 (入場券が届いていれば持参してください。) 期間 3月21日(水)～24日(土) 時間 午前8時30分～午後8時 場所 笠松町役場 住民課ロビー
投票所入場券	3月20日(火)発送予定 ※投票所入場券が圧着はがきに変わりました。 有権者の氏名は、内側に記載(6人まで連記)してありますので、入場券を切り離して投票所へお持ちください。入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員にお申し出ください。
郵便による 不在者投票	身体障害者手帳、介護保険被保険者証などを持っている方で、次の要件に該当する方は、郵便による不在者投票をすることができます。(あらかじめ、郵便投票証明書の交付を受ける必要があります) ●身体障害者手帳をお持ちの方で、両下肢、体幹または移動機能の障がいの程度が1級か2級の方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がいの程度が1級か3級の方、免疫または肝臓の障がいの程度が1級から3級の方 ●戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症までの方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症までの方 ●介護保険被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が要介護5の方

※病院や老人ホームなどの指定施設で投票する方や一時的に遠方に滞在していて、笠松町以外で投票する方、選挙期日には20歳を迎えるが、期日前投票を行おうとする日には19歳の方などは、従前どおりの不在者投票となります。

詳しくは町選挙管理委員会(役場総務課)までお問い合わせください。

☎388-1111 内215・216